

公益財団法人核物質管理センター
東海保障措置センター
使用施設
平成29年度第1回保安検査報告書

平成29年8月
原子力規制委員会

目 次

1. 実施概要
 - (1) 保安検査実施期間
 - (2) 保安検査実施者

2. 保安検査内容
 - (1) 基本検査項目
 - (2) 追加検査項目

3. 保安検査結果
 - (1) 総合評価
 - (2) 個別検査結果
 - (3) 違反事項

4. 特記事項等

1. 実施概要

(1) 保安検査実施期間

平成29年6月5日(月)

(詳細日程は別添1参照)

(2) 保安検査実施者

東海・大洗原子力規制事務所

統括原子力保安検査官 栗崎 博

原子力保安検査官 大高 正廣

原子力保安検査官 杉山 久弥

2. 保安検査内容

(1) 基本検査項目

① マネジメントレビューの実施状況

② 不適合等に対する是正措置の実施状況

(2) 追加検査項目

なし

3. 保安検査結果

(1) 総合評価

今回の保安検査においては、「マネジメントレビューの実施状況」及び「不適合等に対する是正措置の実施状況」を検査項目として、資料確認及び聴取等により検査を実施した。

その結果、保安検査で確認した範囲においては、保安規定違反となる事項は認められなかった。

(2) 検査結果

別添2参照

(3) 違反事項

なし

4. 特記事項

なし

(別添1)

保安検査日程

月 日	6月5日(月)
午 前	●初回会議
	○マネジメントレビューの実施状況
午 後	○不適合等に対する是正措置の実施状況
	●チーム会議 ●まとめ会議 ●最終会議

* ○ : 検査項目、 ● : 会議等

個別検査結果(1/2)

1. 検査実施日

平成29年6月5日(月)

2. 検査項目

マネジメントレビューの実施状況

3. 対象となった保安規定の条文

第1章 総則

第3条 定義

第2章 保安管理組織

第5条 保安に関する組織

第6条 職務

第10条 安全委員会

第11章 品質保証

第63条 品質保証計画の策定及び品質保証活動の実施

第64条 保安上の業務の計画、実施、評価及び継続的な改善

第66条 内部監査

第67条 不適合管理、是正処置及び予防処置

第68条 品質保証計画の継続的改善

第69条 品質保証に関する教育

第70条 文書及び記録

4. 検査結果

平成28年度における保安活動の実績評価がなされ、抽出された問題点及び改善点がマネジメントレビューにインプットされているか、また、マネジメントレビューのアウトプットを踏まえて、平成29年度の品質保証方針にどのように反映されたか、また、品質保証方針を受けた品質保証目標が策定されているかを検査した。

本件については、「品質保証計画書」、「マネジメントレビュー実施要領書」、「マネジメントレビュー前チェックリスト」、「マネジメントレビューインプット情報一覧表」、「平成28年度マネジメントレビュー記録」、業務連絡書「平成28年度(保安)品質保証マネジメントレビューの結果について」、「マネジメントレビュー記録に対する改善計画・報告書」、業務連絡書「平成29年度品質保証活動方針・目標について」、「平成29年度

各課品質保証活動目標」、「平成28年度安全管理課業務の計画・評価管理表」、「平成29年度安全管理課業務の計画・評価管理表」、「平成29年度第1回品質保証推進委員会」等の資料及び関係者の聴取により確認した。

具体的な確認事項は以下のとおり。

- ・ 東海保障措置センターでは、保安規定に基づき「品質保証計画書」及び「マネジメントレビュー実施要領書」を定めて、これらの文書に従って保安活動を実施していること。「品質保証計画書」は定期的に改訂されており、最新の改訂が平成29年6月1日付けであること。なお、「マネジメントレビュー実施要領書」は、平成28年2月16日付けで策定以降、改訂がされていないこと。
- ・ 所長は保安規定に基づき、品質保証責任者として副所長を選任していること。
- ・ 品質保証責任者は、保安規定及び「品質保証計画書」に基づき、平成28年度（保安）品質保証マネジメントレビューを平成29年3月17日に開催することを業務連絡により周知していること。また、品質保証責任者は、各部課長（東海検査部長、並びに検査課長、分析課長、安全管理課長及び管理課長）に対して「マネジメントレビュー実施要領書」に従って「マネジメントレビュー前チェックリスト」を作成し、平成29年3月3日までに提出するように指示したこと。
- ・ 各部課長は、「マネジメントレビュー前チェックリスト」を作成し、平成29年3月3日までに品質保証責任者に提出していること。品質保証責任者は、各部課長の作成した「マネジメントレビュー前チェックリスト」を基に、「平成28年度マネジメントレビュー項目一覧表」を作成し、「マネジメントレビュー実施要領書」の要求事項である7項目がマネジメントレビューのインプット情報として含まれていること。
- ・ 所長は、平成29年3月17日に平成28年度（保安）品質保証マネジメントレビューを開催し、品質保証責任者及び各部課長に対して、「平成28年度マネジメントレビュー項目一覧表」により抽出された問題点及びその改善案について議論し、マネジメントレビューのアウトプットとして5項目（①品質マネジメントシステムの有効性評価のための検討・整理による関係文書への反映、②力量に関する教育・訓練の有効性評価のための仕組みの構築、③品質保証計画書及び各課の関連文書の見直し、④予防措置

活動に関連する文書の整備、⑤力量、認識及び教育訓練の要求事項を運用する仕組みの整備)を決定したこと。

- ・品質保証責任者は、マネジメントレビューの結果について、各課長（検査課長、分析課長、安全管理課長及び管理課長）に周知すると共に、各課長に当該レビュー結果において処置等が必要とされた事項についての実施を指示したこと。
- ・品質保証責任者及び各課長は、マネジメントレビューの結果に対する所長指示事項について、当該指示事項に対する改善計画及びその終了予定日を含めて、「マネジメントレビュー記録に対する改善計画・報告書」を平成29年4月25日までに提出していること。
- ・所長は、「品質保証計画書」に基づき、平成29年度の品質保証活動方針及び平成29年度品質保証活動目標を平成29年4月1日付けで作成し、平成29年4月6日に業務連絡で所内に周知していること。なお、平成29年度の品質保証活動方針は前年度と同じであるが、平成29年度の品質保証活動目標については、前年度の4項目に対して、項目の統合により3項目に集約していること。
- ・所長は、各課長に対して平成29年度の品質保証活動に関する各課の目標設定及び必要な計画の策定を併せて指示していること。これを受けて、各課長は、品質保証活動方針及び平成29年度品質保証活動目標に従い、各課の平成29年度品質保証活動目標及び平成29年度業務の計画・評価管理表を策定していること。

以上のことから、保安検査で確認した範囲において、保安規定の遵守状況について違反となる事項などは認められなかった。

5. その他

なし

個別検査結果(2/2)

1. 検査実施日

平成29年6月5日(月)

2. 検査項目

不適合等に対する是正措置の実施状況

3. 対象となった保安規定の条文

第1章 総則

第3条 定義

第2章 保安管理組織

第5条 保安に関する組織

第6条 職務

第10条 安全委員会

第11章 品質保証

第63条 品質保証計画の策定及び品質保証活動の実施

第64条 保安上の業務の計画、実施、評価及び継続的な改善

第67条 不適合管理、是正処置及び予防処置

第68条 品質保証計画の継続的改善

4. 検査結果

平成28年度第3回保安検査において、不適合管理の実施状況を確認しているが、それ以降に発生している不適合案件の対応についても事業者が是正処置及び再発防止対策を具体化し、組織的に実施しているか、その実施状況を検査した。

検査に当たっては、「品質保証計画書」、「不適合管理、是正処置及び予防処置要領書」、「不適合管理表(平成28年度)、(平成29年度)」、「不適合報告書」、「是正処置要求書(兼報告書)」、「東海保障措置センター朝会議事メモ」、「連絡調整会議事録」、「第33回安全管理委員会配布資料」、「予防処置要求書(兼報告書)」等の資料及び関係者の聴取により確認した。

具体的な確認内容は以下のとおり。

- ・平成28年度第3回保安検査以降、平成28年度分の不適合管理すべき事象は4件発生していること。当該不適合管理を行った事象について、社内

文書「不適合管理、是正処置及び予防処置要領書」の不適合分類に基づき、いずれも軽微な不適合と判断したこと。不適合の内容及び判断結果を不適合報告書や不適合管理表（平成28年度）にとりまとめていること。同様に、平成29年度は3件の不適合管理が発生しており、いずれも軽微な不適合と判断されており、不適合管理表（平成29年度）及び不適合報告書にとりまとめていること。

- ・ 不適合管理の事案及び不適合管理以外の気づき点や業務の計画変更等の事案について、各課長は毎日開催される朝会において報告することとしており、不適合管理に関連する事案が洩れなく、出席者（所長、品質保証責任者及び各部課長）に情報共有されていること。また、これらを朝会議事メモとして残されていること。
- ・ 不適合管理の事案が発生した部署の課長は、保安規定に基づき、「品質保証計画書」及び「不適合管理、是正処置及び予防処置要領書」に従って不適合報告書を作成後、品質保証責任者及び所長が予防処置内容を確認し、所長が是正処置の要否及び理事長への報告の判断をしていること。
- ・ 所長が是正処置要と判断した事案については、担当課長が是正処置要求書（兼報告書）により是正措置計画を策定し、品質保証責任者が確認した後、所長が是正処置計画の有効性のレビューを実施し、承認していること。さらに、担当課長は、是正処置の完了後に、是正処置の実施結果を是正処置要求書（兼報告書）により上覧し、品質保証責任者及び所長は是正処置の完了を確認し、所長は予防処置の要否の判断をしていること。
- ・ 公益財団法人核物質管理センター内における不適合管理の事案の情報は、毎週木曜日に開催されるテレビ会議による連絡調整会議において、本部、六ヶ所保障措置センター及び東海保障措置センター間で共有されていること。また、これらの結果について議事録として残されていること。
- ・ 再発防止策実施の具体例として平成28年6月27日に発生した「携帯用簡易無線機の免許更新不備」の不適合管理の事案があり、当該事案に対する是正処置の水平展開による再発防止策として、所長は予防処置が必要であると判断し、品質保証責任者に予防処置要求書（兼報告書）の作成を指示したこと、品質保証責任者は、予防処置要求書（兼報告書）「携帯用簡易無線機の免許更新時期の管理方法」を作成し、所長の確認後、各課に展開して予防処置を実施したこと。

- ・ 所長は、「不適合管理、是正処置及び予防処置要領書」に従い、是正処置の実施結果について、安全管理委員会で報告するとともに、理事長に報告していること。また、これらが配布資料と合わせて議事録として残されていること。

以上のことから、保安検査で確認した範囲において、保安規定の遵守状況について違反となる事項などは認められなかった。

5. その他

なし